

議案第 30 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

就学援助費を変更するため、小城市就学援助規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成 21 年小城市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（2） 新入学児童・生徒学用品費の項中「40,600 円」を「54,060 円」に、「47,400 円」を「63,000 円」に改め、同表（4） 校外活動費の項中「3,470 円」を「3,690 円」に、「5,840 円」を「6,210 円」に改め、同表（5） 修学旅行費の項中「20,600 円」を「22,690 円」に、「55,700 円」を「60,910 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号 小城市就学援助規則（平成21年小城市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）					
種類	金額		支給対象者	備考	種類	金額		支給対象者	備考
	小学校	中学校				小学校	中学校		
(略)				(略)					
(2) 新入学児童・生徒学用品費	40,600円	47,400円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。		(2) 新入学児童・生徒学用品費	54,060円	63,000円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。	
(略)				(略)					
(4) 校外活動費	保護者が負担する費用 (ただし、3,470円を上限とする。)	保護者が負担する費用 (ただし、5,840円を上限とする。)		宿泊を伴う場合で、認定月以降の実施分に限る。	(4) 校外活動費	保護者が負担する費用 (ただし、3,690円を上限とする。)	保護者が負担する費用 (ただし、6,210円を上限とする。)		宿泊を伴う場合で、認定月以降の実施分に限る。
(5) 修学旅行費	保護者が負担する費用 (ただし、2	保護者が負担する費用 (ただし、5		小・中学校を通じてそれぞれ1回限りの支給	(5) 修学旅行費	保護者が負担する費用 (ただし、2	保護者が負担する費用 (ただし、6		小・中学校を通じてそれぞれ1回限りの支給

	0,600円を上 限とする。	5,700円を上 限とする。)				2,690円を上 限とする。	0,910円を上 限とする。)		で、かつ、認定 月以降の実施分 に限る。
(略)				(略)					